

# 身体障害者手帳を取得してみませんか？

- 手帳を取得すると、様々な福祉制度を利用できるようになります -

## 1 身体障害者手帳について

ポリオ、ポストポリオ症候群は、残念ながら、根本的な治療法は見つかっていません。そこで、対処方法として生活のテンポを、今までよりちょっとゆったりとすると、随分体が楽になります。また、杖や装具を使うことでも、体の負担が減ります。体を楽にして、生活の幅を広げて、より豊かな人生を楽しみましょう。

その第一歩として、自治体（区役所、市役所、役場など）の用意してくれた、さまざまな福祉制度を活用してみませんか？

## 2 福祉制度の例

- 杖や下肢装具、車椅子などの補装具の給付してもらえます。
- テスリや段差解消など住宅の改造費用を補助してもらえます。
- 所得税、相続税、市町村民税・県民税の障害者控除で税金が安くなります。
- 自動車関係の補助、税金の減免、有料道路料金の半額割引、駐車禁止場所への駐車許可書、自動車改造費、ガソリン券などが出ます。
- バス料金、鉄道運賃、航空運賃等、携帯電話料金、NHK、映画館、美術館などの公共料金の割引があります。
- ヘルパーさんに来てもらい、家事や買い物の手伝いをお願いできたりします。（支援費）

- 自治体から、福祉手当が出たり、医療費を補助してくれたり、タクシー券を頂けたりします。

注）お住まいの地域や障害の程度で受けられる福祉の内容は異なります。

どうでしょうか？ 結構、ありがたい補助もありますね。これらの福祉制度を使うには、自治体に申請して「身体障害者手帳」という、手帳を取得して始めて頂けるものなのです。



## 3 身体障害者手帳の申請の手順

申請は、自治体の障害福祉課に、指定医の診断書と申請書を書いて提出します。

### コラム 自治体の窓口って？

お住まいの地域の市役所、町・村役場、区役所の（障害）福祉課のことです。障害者の福祉は、市町村のレベルで行うため、町が異なれば、内容も微妙に異なります。手帳の等級の判定は、全国共通の基準です。

### 3.1 用紙の入手

自治体の窓口で、「身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）」という用紙と、障害者手帳の申請書の用紙をもらいます。直接出かなくても、電話すると、郵送してくれる場合もあります。用紙を手に入れたら原紙をコピーして増やしておきましょう。

## 4 医師の診断

15号指定医という指定を受けた医師の診断が必要です。

ポリオは大抵、判定の難しい「弛緩性の不完全まひ」なのです。特に障害が中途半端の場合は、ポリオを診たことのある医師でないと、厳しい判定が出るようです。経験的には、リハビリ科の先生が、日常生活面で困ることなどを含めて総合的に判断していただけるようです。診断は、15号指定医であれば、自治体から紹介された市内の医師（たいてい整形外科医）でなくても、違う都道府県の医師でもOKです。

### 4.1 診断の心得

診断には時間がかかるので、あらかじめ障害者手帳の診断をお願いしますと、医師の都合を聞いて、空いている時間を選びましょう。

問診の時に、スムーズに答えられるように、自分の病歴、障害の箇所などを紙に書いてまとめておきましょう。障害の判定は、軽い障害も合算する制度があります。どこに障害があるか、予め申告しないとその部位は見逃されることもあります。人工骨頭又は人工関節になっている方は、その旨を申告してください。

但し、申告した部位が障害が当たるのか、またその程度の判定については、医師が決め

ることです。自分で勝手に障害だと言わずに、**症状を申告して、医師に判断してもらい**ましょう。もし、不満がある場合は、別の医師の診断を受けてみることも、（セカンドオピニオン）も一つの方法です。

出来れば、歩き方や補装具、リハビリの方法なども相談できる医師を見つけることが、良いでしょう。いきなり、診断書ではなく何度か通って、よく相談してからお願いするのも一つの手です。

### 4.2 問診の注意

- 装具や、杖、テスリのない状態で回答する。（人口骨や関節は体内装具とみなされて、別途判定規準がある。）
- 座位は保てますかと聞かれたら、椅子だけでなく、床に足を投げ出した状態も考えて回答する。手で体をささえないと辛い時は、そう申告して、実際に状態を診てもらってください。
- 何メートル歩けますかなど問いには、無理しない範囲で答えてください。無理して出切る事は出来ないことです。（下記）
- 自分で立ち上がれますかの問いには、つかまるところがない、大きな部屋の中央で寝ている時を考えて回答してください。

#### コラム 無理しない範囲とは？

厚生省の判定規準についての部長通知には、以下の記述があります。

「例えば、肢体不自由者が無理をすれば1kmの距離は歩行できるが、そのために症状が悪化したり、又は疲労、疼痛等のために翌日は休業しなければならぬようなものは1km歩行可能者とはいえない。」

### 4.3 症状による判定の例 (目安)

診断と判定は、あくまで医師が行うことです。筋力(MMT)や、関節の稼動範囲が判定の基準となります。ただし、総合的な判断基準の例としては、以下を参考にしてください。該当すると思う方は、症状を医師に申告して判断してもらってください。

(厚生省に部長通知に記載がある例です)

#### 下肢3級の例

悪いほうの片足で片足立ちが出来ない場合。「下肢全体の筋力の低下のため患肢で立位を保持できないもの」に該当

全廃(3級) (両足だと、1級)

#### 下肢4級の例

- ・ 1km以上の歩行不能
- ・ 30分以上立ってられないもの
- ・ 駅の階段の昇降が手すりが必要なもの
- ・ 股関節が人工骨頭又は人工関節の場合
- ・ 脚長差が10cm以上のもの

#### 下肢5級の例

- ・ 脚長差が、5cm以上のもの

#### 下肢7級の例 (7級だけでは手帳にならない)

- ・ 2km以上の歩行不能
- ・ 1時間以上のたってられないもの
- ・ 正座及びあぐらのできないもの
- ・ 下駄、ぞうりをはけないもの

#### 上肢3級の例

- ・ 機能障害のある上肢では5kg以内のものしか下げることができないもの。この際荷物是指で握っても肘でつり下げてもよい。(上肢の障害)
- ・ 字を書いたり、箸を持つことができないもの(手指の障害)

#### 上肢4級の例(手指の障害)

- ・ 手の握力が5kg以内のもの
- ・ 鍬又はかなづちの柄を握りそれぞれの作業のできないもの

#### 上肢7級の例(手指の障害)

- ・ 機能障害のある手では10kg以内のものしか下げることのできないもの
- ・ 手の握力が15kg以内のもの

## 5 自治体の窓口への申請

診断書が手に入ったら、申請書に必要な項目を記載して、自治体の窓口へ提出します。判定は、都道府県レベルで行われます。早くて2週間、長くても2月程度かかるようです。診察した医師の意見と異なる結果になる場合もあります。

## 6 手帳の交付

自治体より交付されたとの通知が着ますので、写真を用意して、手帳を受け取りに行きます。手帳を受け取ったら、障害の部位や名前、住所に間違いがないか確認しましょう。

手帳と同時に、さまざまな福祉の内容と受け方が書いてある紙をもらえるはずですが、よく読んで利用できるものは利用しましょう。

以上で、身体障害者手帳が入手できました。今日から、自分は「障害者」だと思えば複雑な気持ちになりますが、補助してもらえることは、補助してもらい、引きこもらずに社会に参加しましょうね。

### コラム 障害年金の等級

障害者手帳の等級について、よく似ているものに、障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金等)の等級があります。よく似ていますが、全く別のものです。判断基準も異なり、障害者手帳の等級と、障害年金の等級は一致しないことがあります。

## 身体障害者程度等級表

	上肢	下肢	体幹
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	1 体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が建則として10センチメートル以上または建則の長さの10分の1以上短いもの	
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい機能障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が建則として5センチメートル以上または建則の長さの15分の1以上短いもの	1 体幹の機能の著しい障害
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい機能障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が建則として3センチメートル以上または建則の長さの20分の1以上短いもの	

太字の部分が1種となります。